

## 入札説明書

この入札説明書は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、契約事務取扱規則を遵守し、本契約に係る入札公告（入札公示及び指名通知）（以下「入札公告等」という。）の他、文部科学省が定めた文部科学省発注工事請負等契約規則（昭和28年文部省訓令。以下「文部科学省契約規則」という）を準用し、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が行う契約に関し、一般競争に参加しようとする競争加入者又はその代理人が熟知しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### I 入札及び契約に関する事項

#### 1 契約担当者等

- (1) 契約責任者 独立行政法人国立青少年教育振興機構  
理事 横井 理夫
- (2) 郵便番号 151-0052
- (3) 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

#### 2 競争入札事項

- (1) 契約件名 国立沖縄青少年交流の家水処理施設維持管理保守及び水質検査業務
- (2) 契約内容等 別冊仕様書による。
- (3) 契約期間 令和4年10月1日～令和7年9月30日
- (4) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

①競争加入者等（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ）は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）に基づき、十分考慮して入札金額を見積るものとする。

また、本件業務等に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除

#### 3 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）第3条及び第4条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

①被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

②以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様。）

(ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (ウ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (エ) 契約の履行に当たり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (オ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、開札時まで令和4年度に「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」が「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。  
 なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (3) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
- (4) 入札公告等において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。
- (5) 入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。
- (6) 当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 競争加入者等は、上記事項のうち入札公告等に公告又は公示された事項につき、書面によりこれを証明のうえ、入札書と同時に提出するものとする。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び契約に関する事務の問い合わせ先
 

(郵便番号)	1 5 1 - 0 0 5 2
(所在地)	東京都渋谷区代々木神園町3番1号
(機関名)	独立行政法人国立青少年教育振興機構 財務部財務課調達管理室事業支援第二係
(電話番号)	0 3 - 6 4 0 7 - 7 6 8 8
(FAX)	0 3 - 6 4 0 7 - 7 6 4 9
(E-mail)	honbu-jigyousien2@niye.go.jp
- (2) 入札説明会の日時及び場所  
実施しない。
- (3) 入札書等の受領期限  
令和4年8月22日（月）12時00分（必着）
- (4) 入札書の提出方法
  - ①競争加入者等は、別冊の仕様書及び契約書（案）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の（1）に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後は仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
  - ②競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙2の入札書から競争加入者等の立場により様式A1からA3のいずれかで作成した入札書を持参又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならないものとする。
    - (ア) 入札件名
    - (イ) 入札金額
    - (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- ③入札書を持参する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年9月1日開札[国立沖縄青少年交流の家水処理施設維持管理保守及び水質検査業務]の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ封印の上、中封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「令和4年9月1日開札[国立沖縄青少年交流の家水処理施設維持管理保守及び水質検査業務]の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- ④テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ⑤競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかななければならない。
- ⑥競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

#### (5) 入札書の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ①入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの
- ②入札件名及び入札金額のないもの
- ③競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のないもの又は判然としないもの
- ④代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤入札件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦入札金額の記載を訂正したものでその訂正についての印の押していないもの
- ⑧入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪その他入札に関する条件に違反した入札書

#### (6) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

#### (7) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ②競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和4年9月1日(木) 14:30～

〒900-0031 沖縄県那覇市若狭2-12-1

那覇市若狭公民館 2階 第1研修室

(9) 開札

- ①開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ②開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(7)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤競争加入者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
  - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。
- ⑧競争加入者等は、開札に立ち会えない場合、開札不参加届(別紙5)を開札当日までに上記4の(1)に提出するものとする。

5 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- (1) 前記4の(4)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ①この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の履行できることを証明する書類を、前記3の競争参加資格を有することを証明する書類(以下「競

争参加資格の確認のための書類」という。)とともに、前記4の(3)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。

- ②競争加入者等は、開札日の前日までの間において、履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
  - ③競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
  - ④本件入札及び契約手続き並びに契約締結以降において、当機構と電話及び電子メールにより対応しなければならない。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明できる書類
- ①競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明できる書類は別紙1により作成する。
  - ②資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
  - ③提出された書類を競争参加資格の確認並びに納入できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
  - ④一旦受領した書類は返却しない。
  - ⑤一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
  - ⑥競争加入者等が自己に有利な得点を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。
- (4) 契約書の作成
- ①競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内(契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで)に契約書の取り交わしをするものとする。
  - ②契約書を作成する場合において、必要があると認めるときは、まず、当該契約の相手方に契約書の案を送付して記名押印させ、さらに、当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
  - ③前記②の場合において、契約責任者が記名押印したときは、当該契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。
  - ④契約責任者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (5) 支払い条件 別冊契約書(案)のとおりとする。
- (6) 本件業務の検査等
- ①落札者が入札書とともに提出した履行できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。
  - ②検査終了後、落札者が提出した履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

別紙1	競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類
別紙2	入札書(A1～A3)
別紙3	委任状(B1～B3)
別紙4	入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点
別紙5	開札不参加届
別冊	仕様書
別冊	契約書(案)

※ 競争加入者の立場により、別紙 2 の入札書 A 1 から A 3 及び別紙 3 の委任状 B 1 から B 3 を使用すること。

## 別紙1 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

### I 事前の提出書類

#### 1 競争参加資格の確認のための書類

令和4年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）の認定通知書の写し … 1部

#### 2 履行できることを証明する書類

（各提出書類には社名、代表者名、社印及び代表者印を押印）

（1）仕様書に対する作業計画案 … 1部

（作業人員、人員配置、作業手順、業務実施体制（組織）図、緊急時連絡体制図等）

（2）契約実績書 … 1部

（本件類似案件の契約実績を示すもの 契約書及び仕様書等）

※契約実績がない場合は、提出不要とするが可能な範囲で提示を求める。

また、契約実績一覧（件名、相手方、契約日、契約金額等記載可能な事項）での提示を可能とする。

（3）会社の概要を示す資料（会社概要等） … 1部

3 入札書（定型封筒に封入のうえ密封し、封の上に入札者の印を押す） … 1部

※契約期間中の全経費の110分の100に相当する金額を記入すること。

4 委任状（見積書に記載する氏名が支店長等の場合に必要） … 1部

5 参考見積書 … 1部

※総額、数量、単価、内訳、税込・税別が記載されていること。

代表者名を記載し、社印及び代表者印を捺印していること。

6 開札不参加届（別紙5：開札不参加の場合） … 1部

### <提出方法>

1 提出期限 令和4年8月22日（月） 12時00分（必着）

2 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号  
独立行政法人国立青少年教育振興機構  
財務部財務課調達管理室事業支援第二係

### II 入札時の提出書類

1 委任状（入札参加者が代理人や復代理人の場合に必要。代理人の場合様式B1若しくは様式B2、復代理人の場合は様式B2及び様式B3） … 1部

2 代理人（復代理人）の名刺 … 1部

※その他再度入札に備え、委任状に使用した代理人（復代理人）の印鑑を持参すること

### III 落札決定後の提出書類

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| 1 落札内訳書（落札日付）                     | … 1 部 |
| 2 委任状（契約書及び請求書類に記載する氏名が代表者と異なる場合） | … 1 部 |

#### <提出方法>

- |        |   |
|--------|---|
| 1 提出期限 | 落札決定後、速やかに。   |
| 2 提出先  | 東京都渋谷区代々木神園町3番1号<br>独立行政法人国立青少年教育振興機構<br>財務部財務課調達管理室事業支援第二係 |



様式A1

入札書

件名 国立沖縄青少年交流の家水処理施設維持管理保守及び水質検査業務

入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円也

※金額は、契約期間中に掛かる全経費について、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記入すること

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
契約責任者 理事 横井 理夫 殿

競争加入者

住 所  
会 社 名  
氏 名

印

様式A2

入札書

件名 国立沖縄青少年交流の家水処理施設維持管理保守及び水質検査業務

入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円也

※金額は、契約期間中に掛かる全経費について、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記入すること

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
契約責任者 理事 横井 理夫 殿

競争加入者

住 所  
会 社 名  
氏 名

代理人

会 社 名  
代 理 人 氏 名

印

様式A3

入札書

件名 国立沖縄青少年交流の家水処理施設維持管理保守及び水質検査業務

入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円也

※金額は、契約期間中に掛かる全経費について、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記入すること

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
契約責任者 理事 横井 理夫 殿

競争加入者  
住 所  
会 社 名  
氏 名

代理人  
会 社 名  
復代理人氏名

印

別紙3

(代理委任状の参考例1：社員等が入札の都度、競争加入者の代理人となる場合)

様式B1

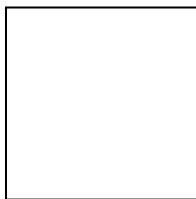
委 任 状

私は、(代理人氏名) を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和4年7月27日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「国立沖縄青少年交流の家水処理施設維持管理保守及び水質検査業務」の一般競争入札に関する件

受任者(代理人)使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
契約責任者 理事 横井 理夫 殿

委任者

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

以上

(注) これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えない。

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立青少年教育振興機構との間における下記の一切の権限を委任します。

記

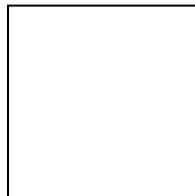
受任者（代理人） 住 所  
会社名  
氏 名

委任事項

1. 入札及び見積に関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
4. 契約代金の請求及び受領に関する件
5. 復代理人の選任に関する件
6. . . . .

委任期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
契約責任者 理事 横井 理夫 殿

委任者

住 所  
会 社 名  
代 表 者 氏 名

印

以上

(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

別紙3

(代理委任状の参考例3：支店長等の社員等が入札の都度、競争加入者の復代理人となる場合)

様式B3

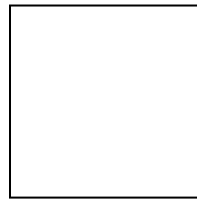
## 委 任 状

私は、(復代理人氏名) を(競争加入者)の代理人と定め、下記の一切の  
権限を委任します。

### 記

令和4年7月27日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「国立沖縄  
青少年交流の家水処理施設維持管理保守及び水質検査業務」の一般競争入札に関する件

受任者(競争加入者の復代理人)使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
契約責任者 理事 横井 理夫 殿

委任者(競争加入者の代理人)

住 所

会 社 名

代 理 人 氏 名

印

以上

(注) これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式  
で作成するものを含む。)があっても差し支えない。

## 別紙4 入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点

### 1 入札書の作成

- (1) 入札書の作成にあたり、競争加入者本人が作成する場合は、様式A1で作成してください。
- (2) 競争加入者本人以外が作成する場合は、様式A2若しくはA3で作成してください。
  - ① 様式A2は、競争加入者の社員などが直接代理人となる場合に使用してください。
  - ② 様式A3は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる場合に使用してください。
- (3) 入札書の日付については、入札書等の受領期限日以前の日付（作成日もしくは提出日等）を記入してください。

### 2 委任状の作成・提出

- (1) 入札書の作成及び開札に競争加入者本人が作成及び参加する場合は、不要になります。
- (2) 競争加入者本人以外が入札書を作成する場合は、入札書の作成及び開札への参加状況により、別紙3様式B1からB3の中から必要な委任状を作成してください。
  - ① 様式B1は、競争加入者の社員などが直接代理人となる場合に使用してください。  
なお、この場合の入札書は、様式A2となります。
  - ② 様式B2は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる場合、支店長等を一定期間、競争加入者の代理人とする場合に使用してください。
  - ③ 様式B3は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる（様式B2を作成）場合、支店長等、一定期間、競争加入者の代理人となっている者から本案件の代理人となる場合に使用してください。したがって、様式B3を使用する場合は、様式B2も併せて必要になります。
- (3) 様式B2の委任期間において、委任期間開始日は委任状発行日同日となるよう、また、提出書類の日付が委任期間外とならないようご注意ください。

令和 年 月 日

開 札 不 参 加 届

独立行政法人国立青少年教育振興機構 御中

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

印

件 名 国立沖縄青少年交流の家水処理施設維持管理保守及び水質検査業務

弊社は、上記入札書を提出しましたが、都合により開札（令和4年9月1日（木）14時30分～ 那覇市若狭公民館 2階 第1研修室）に立ち会うことができません。

なお、2回目以降の入札につきましては辞退しますので、よろしくお願い致します。

以上



## 別冊

# 特記仕様書

1. 件 名 国立沖縄青少年交流の家水処理施設維持管理保守及び水質検査業務
2. 点 検 場 所 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷2760番地(浄水場機械室外)
3. 期 間 令和4年10月1日 ~ 令和7年9月30日
4. 点検整備の範囲 別紙1の水処理装置点検要領書による。
5. 特 記 事 項
  - 1)水処理装置の点検は毎月1回行うものとする。ただし、このうち水源地機械の点検は、3ヶ月毎に1回(4回/年)行うものとする。
  - 2)業務完了後、別紙2「水処理装置点検報告書」及び別紙3「貯水槽清掃報告書」を事業支援室管理係に提出するものとする。
  - 3)業務完了後、水質検査報告書(様式任意)を事業支援室管理係に提出するものとする。
  - 4)点検により不良部品等を発見した場合は事業支援室管理係へ確認のうえ取替えるものとする  
ただし、取替部品代については発注者へ別途請求することができる。
  - 5)水質検査について、発注者からの要請に基づき仕様書7. 2)に定める検査回数を超えて実施する場合は、当該費用を発注者へ別途請求することができる。
  - 6)着水、沈殿池清掃の汚泥処分費については、処分量が未定の為、契約外とする。
  - 7)貯水槽清掃に関する業務は、建築物飲料水槽清掃業登録業者にて行う事とする。
6. 水処理装置の概要
  - 1)揚水ポンプ  
型 式 80×65MSHAM 37Kw 全揚程200m 吐出し量600Lmin×2基
  - 2)エアレーション用ブロー  
型 式 VR-020-E 2. 2Kw 吐出し空気量2m<sup>3</sup>/Hr×1基
  - 3)濾過ポンプ  
型 式 GES-506M-4M3. 7 3. 7Kw 全揚程28m 吐出し量234L/min×2基
  - 4)逆洗ポンプ  
型 式 SES-806M-4M5. 5 5. 5Kw 全揚程20m 吐出し量750L/min×1基
  - 5)除濁濾過装置  
型 式 カリガン自動型除濁濾過装置HD-54S 濾過流量14m<sup>3</sup>/Hr×1基  
濾過材構成:支持砂利、カルサンG50、G12、カルサンA、アンスラサイトによる多層構成  
付属機器 : 流量計
  - 6)活性炭濾過装置  
型 式 カリガン自動型活性炭濾過装置HR-60 濾過流量14m<sup>3</sup>/Hr×1基  
濾過材構成:支持砂利、活性炭による構成
  - 7)酸化剤注入ポンプ  
型 式 CLPZD-30-ATCF-HWJ 30ml/min 15W×2台
  - 8)後塩素注入ポンプ  
型 式 CLPZD-30-ATCF-HWJ 30ml/min 15W×2台
  - 9)濁度処理用凝集剤注入装置  
濁度計型式 T/BCELL R562 測定範囲 0~50ppm  
薬品注入ポンプ型式 CMK4-25Y-AV46型×2台 注入量 50~250ml/min

付属機器：比例制御装置、フィルター

10)自動滅菌装置

残留塩素計型式 RM-55-B 測定 0~2mg/L  
薬品注入ポンプ型式 SXDA2-12-VTCHW×2台 注入量 0~120ml/min  
付属機器：比例制御装置、サンプリングポンプ、流量計、フィルター

11)PH調整剤注入ユニット

型式 PTU-50-2-PZD-30VTCF-HWJ  
付属機器：屋内壁掛け型制御盤、PH指示調節計、PE製50Lタンク  
薬品注入ポンプPZD-30VTCF-HWJ×2台

12)エアーコンプレッサー

型式 O. 2LE-8T 圧力開閉式24L/min O. 8Mpa  
付属機器:トランスホーマ、異常圧力検知スイッチ

13)逆洗制御弁

型式 EXS200-10XJME 80A AC200V×2台

14)ろ過制御弁

型式 EXS200-10XJME 80A AC200V×1台

15)送水ポンプ(加圧給水型)×2台

16)水処理制御盤×1面

7. 水質検査

1)水道法第4条に定める水質基準に適合する検査を行うものとする。  
水道法第20条に定める定期検査を行うものとする。

2)水質検査項目及び回数は下記によるものとする。  
水質基準項目検査(浄水51項目) 年1回  
水質基準項目検査(原水39項目) 年1回  
水質基準項目検査(浄水9項目) 年11回  
消毒剤、消毒副生成物項目検査(12項目) 年3回  
公衆浴場浴槽水項目検査(4項目) 年1回  
クリプトストリジウム、ジアルジア検査 年1回

3)測定箇所

沖縄県島尻郡渡嘉敷村渡嘉敷2760番地  
浄水 51項目 国立沖縄青少年交流の家食堂棟  
原水 39項目 国立沖縄青少年交流の家水源地  
浄水 9項目 国立沖縄青少年交流の家食堂棟  
消毒 12項目 国立沖縄青少年交流の家食堂棟  
浴槽水 4項目 国立沖縄青少年交流の家浴室棟(2箇所)  
原水 クリプトストリジウム、ジアルジア検査 国立沖縄青少年交流の家水源池

8. 貯水槽清掃

対象及び回数は下記のとおりとし、作業内容については別紙3「貯水槽清掃報告書」によるものとする。

1)着水、沈殿槽 FRP製 4m×12m×2.5mH 120m<sup>3</sup>の清掃作業 年1回  
2)配水タンク SUS444製 7m×7m×5.5mH 269.5m<sup>3</sup>の清掃作業 年1回

9. この仕様書に定めない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者、受注者において協議して定めるものとする。

## 水処理装置点検要領書

## 点検対象機器の名称及び使用目的

No. 1

機 器 名 称	使 用 目 的
揚水ポンプNo1・No2	水源地より水を沈殿池へ送り込む
着水槽	水源地より送られてきた水が入る水槽
エアレーションブロー	水源地より揚水されてきた水を曝気処理する
濾過ポンプ(No1・No2)	着水、沈殿池に貯留された水を濾過機を通して配水池へ送り込む
逆洗ポンプ	処理水を利用し濾過装置へ洗浄用水を送り込む
水処理制御盤	水をきれにするため、各機器を制御する
凝集剤タンク	凝集剤を貯めておくタンク
凝集剤注入ポンプ(No1・No2)	水源地より揚水されてきた水に凝集剤を注入する
酸化剤注入ポンプ(No1・No2)	原水を一次滅菌(酸化)させる為塩素を注入する
原水用PH計	原水のPH値を測定しPH調整剤注入ユニットの運転制御を行う
PH調整剤注入ユニット(No1・No2)	原水用PH計からの制御信号を受けPH調整剤の注入を行う
スターティックミキサー	凝集剤を水に溶解させる
濁度計	原水の濁度を測定する
濁度計サンプリング水電磁弁	濁度計への原水送水を制御する
フィルター(濁度計用)	濁度計内部(測定部)の汚染を防ぐ
濁度処理装置(制御盤内)	濁度計の計測値を元に凝集剤の注入比率を設定する
濾過制御電動弁	濾過装置の濾過時に原水を送り込む
逆洗制御電動弁	各濾過装置の洗浄時に洗浄用水(処理水)を送り込む
除濁濾過装置	原水の濁質を除去し自動的に洗浄する装置
活性炭濾過装置	原水の色度、臭気等を除去し自動的に洗浄する装置
流量計	各濾過装置の濾過水量及び逆洗水量を測定する
後塩素注入ポンプ(No1・No2)	濾過装置の処理水へ滅菌剤を定量注入する
全自動滅菌装置(No1・No2)	配水タンク内の滅菌剤(残留塩素)濃度を自動的に調整する
残留塩素計(制御盤内)	処理水の残留塩素濃度を測定する
記録計(制御盤内)	残留塩素計で測定した値を記録する

機 器 名 称	使 用 目 的
比例設定器(制御盤内)	滅菌剤(塩素)の注入比率を設定する
サンプリングポンプ	自動滅菌装置のセンサーへサンプリング水を送り込む
フィルター(滅菌装置)	自動滅菌センサーの汚染を防ぐ
滅菌剤注入ポンプ(No1・No2)	自動滅菌装置からの制御信号を受け滅菌剤を注入する
流量計(サンプリングポンプ)	サンプリングポンプの流量を測定する
濾過制御盤(EP-1)	各濾過装置及び関連機器の自動運転を制御する
自動滅菌制御盤(EP-2)	自動滅菌装置の運転を制御する
エアコンプレッサー	濾過装置の運転制御用空気を加圧し送り込む
送水ポンプNo1・No2	末端へ処理水を給水する
送水ポンプ圧力計	送水ポンプの圧力を測定する
処理水槽	薬剤等を投入し、水をきれいに処理する水槽
処理水ポンプ圧力計	処理水ポンプの給水圧力を測定する

## 点検項目

No. 2

番号	点検項目	内 容
1	外観点検	目視による外観上の異常の有無を点検する (キズ、変形、錆、無圧による水漏れを点検する)
2	水漏れ点検	加圧可能部分を加圧し目視により水漏れを点検する
3	締め付けネジ点検	ボルトナット等の緩みを工具で点検する
4	接点点検	電気部分の接点の損傷有無を目視により点検する
5	流量調整点検	各流量調整部位の調整適否を点検調整する
6	作動試験(操作試験)	人為的に作動可能な機器につき作動異常有無を点検する
7	運転試験	機器類を運転し異常の有無を点検する
8	絶縁抵抗試験	電気機器、配線の絶縁を試験器にて測定する
9	点灯試験	照明機器表示などを点灯させランプ切れ等を点検する
10	特性試験	計器類の作動又指示出力異常の有無を点検する

## 点検対象機器毎の点検内容

No. 3

機 器 名 称	点 検 項 目 (No.2の番号参照)
揚水ポンプ NO.1 1.8Mpa	1・2・3・6・7・8
揚水ポンプ NO.2 1.9Mpa	1・2・3・6・7・8
濾過ポンプ NO.1 0.35Mpa	1・2・3・6・7・8
濾過ポンプ NO.2 0.345Mpa	1・2・3・6・7・8
逆洗ポンプ 0.2Mpa	1・2・3・6・7・8
水処理制御盤	6・7・8・9・10
エアレーションブロー	1・2・6・7・8
除濁濾過装置 HD-54S	1・2・3・5・6・7
活性炭濾過装置 HR-60	1・2・3・5・6・7
濾過制御電動弁	1・2・6・7
逆洗制御電動弁	1・2・6・7
エアコンプレッサー	1・2・6・7・8
酸化剤注入ポンプ NO.1	1・2・3・5・6・7・8
酸化剤注入ポンプ NO.2	1・2・3・5・6・7・8
後塩素注入ポンプ NO.1	1・2・3・5・6・7・8
後塩素注入ポンプ NO.2	1・2・3・5・6・7・8
濾過制御盤 (EP-1)	1・3・4・6・8・9
自動滅菌装置制御盤(EP-2)	1・3・4・6・8・9
濁度計	1・6・7・10
濁度計サンプリング水電磁弁	1・2・6・7
フィルター (濁度計用)	1・2・7
濁度処理装置(制御盤内)	1・6・7・10
凝集剤注入ポンプ NO.1	1・2・3・5・6・7・8
凝集剤注入ポンプ NO.2	1・2・3・5・6・7・8
凝集剤タンク	1・2
スターティックミキサー	1・2
全自動滅菌装置	1・6・7・10
残留塩素計(制御盤内)	1・6・7・10
比例設定器(制御盤内)	1・6・7・10
記録計(制御盤内)	1・6・7・10
サンプリングポンプ	1・2・3・6・7・8

機 器 名 称	点 検 項 目 (No.2の番号参照)
流量計	1・2・3・5
流量計 (サンプリングホブ用)	1・2・3・5
滅菌剤注入ポンプ No1	1・2・3・5・6・7・8
滅菌剤注入ポンプ No2	1・2・3・5・6・7・8
フィルター (滅菌装置)	1・2・7
塩素タンク 10倍希釈/2倍希釈	1・2
原水PH指示調節計	1・6・7・10
希硫酸注入ポンプ NO.1(PH調整剤注入ユニット)	1・2・3・5・6・7・8
希硫酸注入ポンプ NO.2(PH調整剤注入ユニット)	1・2・3・5・6・7・8
希硫酸タンク(PH調整剤注入ユニット)	1・2・3・5・6・7・8
着水槽	1・2・3
処理水ポンプ圧力計	1・2・3
処理水槽	1・2・3
送水ポンプ NO.1 NO.2	1・2・6・7・8 停止
送水ポンプ圧力計	1・2
WT-1水位 m	機械室計器指示値
WT-1水位 m	現場計器指示値
WT-2水位 m	機械室計器指示値
WT-2水位 m	現場計器指示値

次長	管理係長	係員

### 水処理装置点検報告書

令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分										
気温 °C 水温 °C				晴 曇 雨		点検者		会社名		
点検場所		浄水場施設及び水源池機械室				担当者		印		
	NO	機器名称	点検頻度	点検項目	点検結果					
					正常・異常	電流値	A	絶縁測定値	MΩ	
濾過 処 理 設 備	1	揚水ポンプ NO.1 1.8Mpa	3ヶ月に1回	1・2・3・6・7・8	正常・異常	電流値	A	絶縁測定値	MΩ	
	2	揚水ポンプ NO.2 1.9Mpa	3ヶ月に1回	1・2・3・6・7・8	正常・異常	電流値	A	絶縁測定値	MΩ	
	3	濾過ポンプ NO.1 0.35Mpa	毎月1回	1・2・3・6・7・8	正常・異常	電流値	A	絶縁測定値	MΩ以上	
	4	濾過ポンプ NO.2 0.345Mpa	毎月1回	1・2・3・6・7・8	正常・異常	電流値	A	絶縁測定値	MΩ以上	
	5	逆洗ポンプ 0.2Mpa	毎月1回	1・2・3・6・7・8	正常・異常	電流値	A	絶縁測定値	MΩ以上	
		エアレーションブロー	毎月1回	1・2・6・7・8	正常・異常	電流値	A	絶縁測定値	MΩ以上	
	6	除濁濾過装置 HD-54S	毎月1回	1・2・3・5・6・7	正常・異常	濾過圧	Mpa	手動洗浄	実施・無	
	7	活性炭濾過装置 HR-60	毎月1回	1・2・3・5・6・7	正常・異常	濾過圧	Mpa	手動洗浄	実施・無	
	8	濾過制御電動弁	毎月1回	1・2・6・7	正常・異常	濾過流量 : m <sup>3</sup> /Hr				
	9	逆洗制御電動弁	毎月1回	1・2・6・7	正常・異常					
		10	エアコンプレッサー	毎月1回	1・2・6・7・8	正常・異常	運転圧	Mpa	レギュレーター圧	Mpa
							停止圧	Mpa	絶縁測定値	MΩ以上
		11	酸化剤注入ポンプ NO.1	毎月1回	1・2・3・5・6・7・8	正常・異常	設定	mL/min	絶縁測定値	MΩ以上
		12	酸化剤注入ポンプ NO.2	毎月1回	1・2・3・5・6・7・8	正常・異常	設定	mL/min	絶縁測定値	MΩ以上
		13	後塩素注入ポンプ NO.1	毎月1回	1・2・3・5・6・7・8	正常・異常	設定	mL/min	絶縁測定値	MΩ
		14	後塩素注入ポンプ NO.2	毎月1回	1・2・3・5・6・7・8	正常・異常	設定	mL/min	絶縁測定値	MΩ以上
	15	濾過制御盤 (EP-1)	毎月1回	1・3・4・6・8・9	正常・異常					
	16	自動滅菌装置制御盤 (EP-2)	毎月1回	1・3・4・6・8・9	正常・異常					
濁度 処 理 設 備	17	濁度計	毎月1回	1・6・7・10	正常・異常	測定値	度			
	18	濁度計サンプリグ水電磁弁	毎月1回	1・2・6・7	正常・異常					
	19	フィルター (濁度計用)	毎月1回	1・2・7	正常・異常	取替	(有・無)			
	20	濁度処理装置 (制御盤内)	毎月1回	1・6・7・10	正常・異常	設定値	%			
		21	凝集剤注入ポンプ NO.1	毎月1回	1・2・3・5・6・7・8	正常・異常	設定	%	絶縁測定値	MΩ以上
		22	凝集剤注入ポンプ NO.2	毎月1回	1・2・3・5・6・7・8	正常・異常	設定	%	絶縁測定値	MΩ以上
		23	凝集剤タンク	毎月1回	1・2	正常・異常	残量	L		
		24	スターティックミキサー	毎月1回	1・2	正常・異常				





次長	管理係長	係員

### 貯水槽清掃報告書

清掃者	氏名	印
清掃日時	年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分	
凡例	✓ 完了・異常なし × 異常あり(異常ありの場合は連絡事項欄にコメントを記載すること。)	

貯水槽概要	着水、沈殿槽 FRP製 4m×12m×2.5mH 120m3		
	異常の有無	連絡事項	
清掃の実施			
6面点検の可否			
水槽付近の汚染状況			
排水口の詰まり具合			
通気管の状態			
オーバーフロー管の状態			
液面制御装置の状態			
自動制御装置の状態			
水槽の漏水			
クロスコネクション			
槽内消毒			
	基準	測定値	連絡事項
水質検査			
残留塩素	0.1mg/L以上	mg/L	
色度	5度以下	度	
濁度	2度以下	度	
臭気	異常でないこと	異常有・異常無	
味	異常でないこと	異常有・異常無	

貯水槽概要	配水タンク SUS444製 7m×7m×5.5mH 269.5m3の清掃作業		
	異常の有無	連絡事項	
清掃の実施			
6面点検の可否			
水槽付近の汚染状況			
排水口の詰まり具合			
通気管の状態			
オーバーフロー管の状態			
液面制御装置の状態			
自動制御装置の状態			
水槽の漏水			
クロスコネクション			
槽内消毒			
	基準	測定値	連絡事項
水質検査			
残留塩素	0.1mg/L以上	mg/L	
色度	5度以下	度	
濁度	2度以下	度	
臭気	異常でないこと	異常有・異常無	
味	異常でないこと	異常有・異常無	

別冊

## 契約書（案）

契約件名 国立沖縄青少年交流の家水処理施設維持管理保守  
及び水質検査業務

契約金額 金 円也（月額 金 円）  
（うち消費税及び地方消費税額 金 円）

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川和 代理人 理事 横井理夫（以下「発注者」という。）と受注者（以下「受注者」という。）との間において、上記「国立沖縄青少年交流の家水処理施設維持管理保守及び水質検査業務」（以下「役務」という。）について、上記の契約金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（役務の提供）

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき役務を提供するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までとする。

（完了報告書の提出）

第3条 受注者は、毎月の業務終了後、当該月の完了報告書を国立沖縄青少年交流の家管理係に提出し、確認を受けるものとする。

（請求書の提出）

第4条 受注者は、毎月の業務終了後、当該月の請求書を国立沖縄青少年交流の家管理係に提出するものとする。

（代金の支払）

第5条 発注者は、適正な請求書を受領後、原則として検収の翌月末までに代金を支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は免除する。

（消費税及び地方消費税）

第7条 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税率及び地方消費税率によるものとする。

（契約の変更等）

第8条 発注者及び受注者は、契約の内容を変更しようとするときは、あらか

じめ相手方にその承認を得るものとする。

(第三者委託禁止)

第9条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託（再委託先が委託の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。ただし、業務の主要な部分を除き、その一部を再委託する必要があるときは、あらかじめ発注者にその承認を得るものとする。

2 受注者は、前項ただし書きに定める業務の一部を再委託した場合、当該再委託先の行為は、受注者の行為とみなすものとする。

(遂行状況報告等)

第10条 受注者は、発注者の要求があるときは、役務の遂行状況について、遂行状況報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(役務の遂行不可能な場合の措置)

第11条 発注者と受注者のいずれの責にも帰することのできない事由により役務を実施することが不可能又は困難となったときは、発注者と受注者の間で協議してこの契約を解除し、又は変更するものとする。

(契約の解除等)

第12条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。

(3) 受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

(4) 受注者が、発注者と現に締結している他の契約について、受注者の責に帰すべき事由により当該契約を解除されたとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若

しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(6) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(7) 発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

2 前項により契約を解除する場合には、(7)が生じたときは、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヶ月前までに通知し、解約できるものとするが、(1)から(6)については、書面をもって通告することによって解除するものとする。

3 第1項(1)から(6)の各号の一に該当する事由が生じた場合で、発注者が特に必要と認める場合は、同項の規定にかかわらず、受注者に業務改善命令書を送付し、契約を継続できるものとする。

(違約金)

第13条 前条第1項の規定(同項(7)を除く。)により契約を解除する場合は、受注者は違約金として、契約金額の10%に相当する額を発注者に対し支払うものとする。

2 前条第3項の規定により契約を継続する場合は、受注者は違約金として、契約金額の月額5%に相当する額の範囲内で発注者が請求する額を発注者に対し支払うものとする。

(損害賠償)

第14条 受注者は、善良なる管理者の注意を持って業務を行うものとする。

2 受注者は、業務実施中に発注者の建物・備品等を破損または紛失した場合には、原状回復の責を負い、原状回復が不可能な場合には当該損害を賠償するものとする。

3 第2項における損害に起因し、施設利用者の受入れ停止等を行うこととなった場合は、当該損害を賠償するものとする。

4 火災、天災、その他不可抗力など、受注者の責任に帰する事が困難な事由によって生じた損害については、この限りではない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10%に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年

法律第54号。(以下「独占禁止法」という。)) 第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違約行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。

(3) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

#### (秘密保持)

第16条 受注者は、この契約に関連して知ることのできた発注者の知識又は情報(個人情報を含む)その他の権利(以下「契約関連情報」という。)について、次の各号の規定を遵守すること。ただし、発注者からの指示又は承諾がある場合はこの限りではない。

(1) 契約関連情報の目的外利用を禁止するとともに、第三者に漏洩し、又は譲渡し、若しくは利用させてはならない。

(2) 契約関連情報の漏洩等が発生した場合は、被害拡大の防止に万全を期すとともに、直ちに発注者へ報告すること。

(3) 契約関連情報を複製等してはならない。

(4) 契約関連情報は、契約期間満了後速やかに消去等すること。

(5) 個人情報に関する関係法令に基づき業務を実施すること。

(6) 前各号に違反した場合は、契約解除するとともに、発注者に生じた損害賠償の責めを負うこと。

2 前項の規定は、契約解除後又は契約期間満了後においても存続するものとする。

#### (一般事項)

第17条 この契約についてのその他の一般的約定については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学

省が定めた発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

(紛争の解決)

第18条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

(その他)

第20条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、発注者・受注者は次に記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和4年 月 日

発注者	住 所	東京都渋谷区代々木神園町3番1号
	氏 名	独立行政法人国立青少年教育振興機構
		理事長 古川 和
	代理人	理 事 横井 理夫

受注者	住 所
	氏 名